

平成30年第2回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成30年 5月21日（月）

午前 9時57分 開 会

午前10時36分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 報告第 1号 専決処分について（損害賠償額の決定）

日程第 4 報告第 2号 専決処分について（損害賠償額の決定）

日程第 5 報告第 3号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）

日程第 6 議案第 1号 平成30年度滝川市一般会計補正予算（第1号）

日程第 7 議案第 2号 平成30年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第 8 議案第 3号 介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例

日程第 9 議案第 4号 滝川市税条例等の一部を改正する条例

日程第10 議案第 5号 滝川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部
を改正する条例

日程第11 議案第 6号 工事請負契約の締結について（滝川市営住宅東町団地建替第三期工
事（3号棟））

○出席議員（18名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	舘 内 孝 夫 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	山 本 正 信 君	6番	安 樂 良 幸 君
7番	本 間 保 昭 君	8番	田 村 勇 君
9番	井 上 正 雄 君	10番	水 口 典 一 君
11番	小 野 保 之 君	12番	渡 邊 龍 之 君
13番	木 下 八重子 君	14番	山 口 清 悦 君
15番	柴 田 文 男 君	16番	荒 木 文 一 君
17番	関 藤 龍 也 君	18番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長 前 田 康 吉 君 副 市 長 千 田 史 朗 君

教 育 長	山 崎 猛 君
会 計 管 理 者	田 湯 宏 昌 君
市 民 生 活 部 長	館 敏 弘 君
保 健 福 祉 部 長	国 嶋 隆 雄 君
建 設 部 長	山 崎 智 弘 君
教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君
監 査 事 務 局 長	杉 原 慶 紀 君
企 画 課 長	稲 井 健 二 君

監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
総 務 部 長	中 島 純 一 君
市 民 生 活 部 次 長	浦 川 学 央 君
産 業 振 興 部 長	長 瀬 文 敬 君
市 立 病 院 事 務 部 長	椿 真 人 君
教 育 部 指 導 参 事	栗 井 康 裕 君
総 務 課 長	深 村 栄 司 君
財 政 課 長	堀之内 孝 則 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	竹 谷 和 徳 君
書 記	壽 永 美 和 君

次 長	菊 田 健 二 君
書 記	池 田 茂 喜 君

開会 午前 9時57分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成30年第2回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において渡邊議員、木下議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

ここで4月1日付の人事異動等に伴う職員の紹介がありますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前 9時59分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第3 報告第1号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議 長 日程第3、報告第1号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。
説明を求めます。総務部長。

○総務部長 地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決事項は、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定であります。事故発生日時は、平成30年2月20日午前6時ごろ。事故発生場所は、滝川市花月町1丁目2番地先。相手方につきまして、記載のとおりであります。損害賠償額は28万6,527円で、市が加入する全国市有物件災害共済会の自動車損害共済により全額保険適用されております。事故の原因につきましては、送迎用務中、

道道滝川停車場線の路肩において公用車両の中型バスを発進させるため、公用車両前の雪山が障害となったため後退した際、後方に停止していた相手方車両の前面部に公用車両の中央後方部が衝突し、損害を与えたものでございます。専決処分年月日は、平成30年3月26日であります。

車両の運行につきましては、日ごろから安全運転を怠ることのないよう指導しておりますが、このような事故になりましたことを相手方並びに市民の皆様方に深くおわびいたします。今後におきましては、より一層安全運転の徹底に努めてまいります。まことに申しわけございませんでした。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第4 報告第2号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議長 長 日程第4、報告第2号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。説明を求めます。総務部長。

○総務部長 地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決事項は、市有財産における雪解け水浸水事故に伴う損害賠償額の決定であります。事故発生日時は、平成30年3月15日午前10時ごろ。事故発生場所は、滝川市空知町2丁目6番31号に所在する旧森のかがく活動センター内。相手方につきましては、記載のとおりでございます。損害賠償額は16万8,480円で、市が加入する全国市長会の市民総合賠償補償保険により全額保険適用されております。事故の原因につきましては、例年よりも積雪が多く、急な温度変化により雪解け水が多かったこと、また当該施設の老朽化が進んだことなどから、2階天井裏の屋上雨水配管の接続部分が外れ、雪解け水が浸水したことにより1階倉庫に保管されていた商品を汚損させてしまい、損害を与えたものでございます。専決処分年月日は、平成30年3月30日であります。

今回の事故につきましては、相手方に多大なご迷惑をおかけし、心からおわびを申し上げますとともに、市民の皆様方にも深くおわびを申し上げます。今後におきましては、より一層適切な施設管理に努めてまいります。まことに申しわけございませんでした。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は、報告済みといたします。

◎日程第5 報告第3号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）

○議長 日程第5、報告第3号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部次長。

○市民生活部次長 報告第3号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めたいとするものです。

専決事項は滝川市税条例の一部を改正する条例で、専決処分年月日は平成30年3月31日でございます。

専決理由は、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、この法改正に伴いまして、今年度におきます市税の賦課事務や4月からの窓口などでの申請、申告等に変更となるものが生じることから、条例を改正し、専決処分させていただいたところでございます。

条例改正の内容につきましては、報告第3号の参考資料、滝川市税条例の一部を改正する条例改正要旨でご説明しますので、要旨のほうをごらんください。

第20条、延滞金の額の計算におけるじゅん年の日について規定した条文ですが、後で出てきます第47条、第51条の改正に伴い、変更が生じたための文言の整理です。

第35条の2、第46条の5は、いずれも地方税法の改正に伴う条文の整理です。

第47条につきましては、国税における外国小会社合算税制の見直しの一環で、二重課税を防止するための規定の追加です。

第51条につきましては、申告した後に減額更正され、さらにその後修正申告で増額更正した場合の延滞金の計算方法について一定期間を計算期間から除くなどの規定の追加です。

第52条の7、第53条は、いずれも税法の改正に伴う条文の整理です。

次のページをお開きください。附則第3条、附則第4条は、法改正に伴う条文の整理です。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、いわゆるわがまち特例につきましては、税法の改正により特定有害物質の排出または飛散の抑制に資する施設に係る特例措置の削除による改正と、そのほか地方税法の改正に伴う規定の整理、項ずれなどの対応です。

附則第10条の3は、地方税法の改正による条文の整理です。

附則第11条、土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度の固定資産税の特例に関する用語の定義につきましては、この条から附則第13条まで及び附則第15条における読みかえに係る用語を規定した条文です。税法の改正において土地の負担調整措置につきまして、現行の仕組みを3年間延長することになったため、特例措置を平成30年度から32年度までとするもので、附則第12条は住宅地等、附則第13条は農地、附則第15条は特別土地保有税に係るものの改正です。

3ページをごらんください。附則第31条と附則第32条は、固定資産税の特例措置の延長と同様に都市計画税においても負担調整措置を延長することによる改正です。

附則第34条は、税法の改正に伴う条文整理です。

施行期日は、平成30年4月1日です。

以上、報告第3号のご説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、報告第3号は承認することに決しました。

◎日程第6 議案第1号 平成30年度滝川市一般会計補正予算（第1号）

○議長 長 日程第6、議案第1号 平成30年度滝川市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号 平成30年度滝川市一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、総務省の個人番号カード交付事業費補助金を受けて行う個人番号カード等関連事務交付金の補正が主な内容となっております。

1ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ190万9,000円を追加し、予算の総額を198億4,190万9,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明を申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額161万2,000円の増額につきましては、その他戸籍住民基本台帳に要する経費の補正でございます。個人番号カード等の関連事務を委任している地方公共団体情報システム機構へ支払うための個人番号カード等関連事務交付金を補正したいとするもので、費用の全額が総務省の個人番号カード交付事業費補助金で措置されるものでございます。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額29万7,000円の増額につきましては、保健衛生対策

に要する経費の補正でございます。さいわい湯は設置から25年が経過する中、老朽化により天井からの水漏れによる漏電や温水ボイラーの部品劣化による漏水等が確認されたことから、修繕するために補正したいとするものでございます。

以上、歳出合計で190万9,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。15款2項6目総務費補助金161万2,000円の増は、歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金29万7,000円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

以上、歳入合計で190万9,000円の増額となったところでございます。

以上申し上げます、議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第7 議案第2号 平成30年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議 長 日程第7、議案第2号 平成30年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、議案第2号 平成30年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、29年度会計において収支の不足が見込まれるため、30年度の歳入を繰り上げて充用し、歳入不足を補填する増額補正を行いたいとするものです。

1ページをお開き願います。第1項で、歳入歳出予算にそれぞれ2,800万円を追加し、予算の総額を50億4,757万1,000円とするものでございます。

第2項で、補正の款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正、4ページ、5ページは事項別明細書、総括でございますので、お目通し願います。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。10款1項1目前年度繰上充用金2,800万円を増額し、補正後においても2,800万円としたところです。前段申し上げましたが、29年度会計において見込まれた不足額でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、4節医療給付費分滞納繰越分、補正額1,957万6,000円の増額、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分、補正額578万4,000円の増額、6節介護納付金分滞納繰越分、補正額264万円の増額、合計2,800万円を増額し、補正後50億4,757万1,000円としたところでございます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。ご審議についてよろしく願います。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程第8 議案第3号 介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例

○議長 長 日程第8、議案第3号 介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第3号 介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令が平成30年3月22日に公布されたことに伴い、本市の関係条例について所要の整備を行うため定めたいとするものです。

第1条では、滝川市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する条例の一部改正として、同条例第4条の指定地域密着型サービス事業者の申請資格に関する基準を拡大し、現行の法人に看護小規模多機能型居宅介護に限り病床を有する診療所を開設している者を加え、第2条では滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部改正として、訪問介護員等の範囲に関する文言整理、政令及び省令の略称規定の変更等を行うとするものです。

附則として、施行期日を公布の日としたいとするものです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程第9 議案第4号 滝川市税条例等の一部を改正する条例

○議長 長 日程第9、議案第4号 滝川市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部次長。

○市民生活部次長 ただいま上程されました議案第4号 滝川市税条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律により市税条例等を改正するもので、議案をごらんいただきたいのですが、この改正は6条立てとなっております。

議案の1ページ目から第1条として滝川市税条例の一部改正を行いまして、個人市民税で所得控除等の見直しによる関係規定の改正、市たばこ税では加熱式たばこの区分を加えるとともに、たばこ税の税率の引き上げ、固定資産税、都市計画税ではわがまち特例など特例措置の規定の追加、変

更、国民健康保険税では課税限度額の見直しなどの改正を行いまして、議案の５ページ目の下から３分の１ぐらいに第２条の改正、さらにその下に第３条の改正、次のページ、６ページになりますが、第４条の改正、第５条の改正がありまして、同じく滝川市税条例の改正を行います。そのうち加熱式たばこの換算方法を５年間で調整することと、市たばこ税の税率を３段階で値上げするための改正などです。６ページ目の中段ほどの第６条による改正では、平成２７年度に改正した旧３級品の税率改正の経過措置を延期するための改正という構成になっております。

中身につきましては、参考資料でご説明いたしますので、議案第４号参考資料、滝川市税条例等の一部を改正する条例改正要旨をごらんください。

まず、第１条による改正です。第２３条は、この後で出てきます第４条の改正で大法人は電子申請による申告が義務化されますが、人格のない社団等につきましてはその規定を適用しないとする規定の追加です。

第２４条、個人の市民税の非課税の範囲は、１つ目の改正としまして配偶者控除を受けられる納税者に所得制限を設けたことに伴い、控除対象配偶者の定義が変更されたため、従来の控除対象配偶者を同一生計配偶者と変更するための改正です。２つ目は、地方税法の改正により給与所得控除、年金所得控除が１０万円引き下げられ、基礎控除の１０万円引き上げに連動して、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税基準の所得要件と均等割の非課税限度額を１０万円引き上げすることとする改正です。

３１条は、法律改正に伴う文言整理です。

第３３条の２及び第３３条の６は、それぞれ所得控除の要件、調整控除の要件を定めておりますが、これに前年の合計所得金額が２，５００万円以下という所得要件を追加する改正です。

第３５条の２、市民税の申告では、１つ目の改正といたしまして独立行政法人に対して寄附をした場合で寄附控除を受けようとする時の手続等の規定の追加です。２つ目は、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し、いわゆる１０３万円の壁の解消に伴い、年金保険者への源泉控除対象配偶者の届け出をしている方は市民税の申告を不要とする規定の追加です。

第３５条の４は、上記第３５条の２の改正に伴う条文の整理です。

次のページをお開きください。第４６条の３は、法改正に伴う規定の整理です。

第４７条、法人の市民税の申告納付では、大法人に対する申告書の電子処理組織、いわゆるエルタックスによる提出義務づけについての規定を追加するものです。

第９１条、製造たばこの区分は、新設する条文で加熱式たばこなど製造たばこの区分を新たに創設する改正です。

第９１条の２は、上記が新設されたことによる条の繰り下げです。

第９２条の２、製造たばことみなす場合も新設された条文で加熱式たばこに係るみなし規定を追加するものです。

第９３条、たばこ税の課税標準は、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、従来は重量のみの換算方式でしたが、新方式は重量と価格を紙巻きたばこに換算する方式とする規定を追加し、本年１０月１日からは従来方式を０．８、新方式を０．２で換算するものです。

なお、第2条以降の改正によりまして、5年間かけて新方式へ段階的に移行するものです。

第94条、たばこ税の税率につきましては、本年10月1日から市たばこ税の税率を1,000本につき5,262円から5,692円に引き上げるための改正です。また、この引き上げにつきましても、第2条による改正等で3段階に分けて最終的に国税、地方税合わせて1本につき3円の引き上げとなります。

3ページをごらんください。第94条の2は、条例第91条の条ずれに伴う規定の整理です。

第94条の4は、第93条において定義語を置いたことによる規定の整理です。

第138条は、国民健康保険税の課税限度額を54万円から58万円に引き上げる改正です。

第161条は、国民健康保険税の2割軽減及び5割軽減に係る軽減判定所得の算定方式を変更する改正です。

第162条の2は、特例対象被保険者等の申告において雇用保険受給資格者証の提示を求められていましたが、これを必要な場合のみ提示することへの改正です。

附則第5条は、所得割非課税限度額の引き上げによる規定の整理です。

附則第10条の2は、いわゆるわがまち特例についてですが、地方税の改正に伴いまして参酌基準が変更されたものについて、滝川市といたしましても参酌基準を上回る、あるいは下回る割合を定める特別な事情がないため、税法の参酌基準に合わせるための改正と特定再生可能エネルギー発電設備について、わがまち特例の区分の追加による改正です。

附則第13条の3は、バリアフリー化された実演芸術公演施設に係る特例が創設されたことにより、その固定資産税の軽減の規定の適用を受ける場合の手続について追加するものです。

4ページをお開きください。附則第11条の2は、土地の価格の特例措置、下落修正措置の延長に伴いまして、平成28年度または平成29年度を平成31年度または平成32年度とするための改正です。

附則第17条の2は、租税特別措置法の改正による条ずれの整理です。

附則第30条の3につきましては、先ほどのバリアフリー化された実演芸術公演施設について、都市計画税の減額の規定に係る手続を追加するものです。

附則第34条につきましては、法改正に伴う条文の整理です。

次に、第2条による改正です。第93条につきましては、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、2年次目は従来方式を0.6、新方式を0.4として換算するための改正です。

附則第10条の2、附則第30条の2、附則第30条の3は、時限措置として固定資産税及び都市計画税の特例割合が定められていました経営力向上設備等の特例措置について、平成31年3月末で廃止されることによる規定の整理です。

5ページをごらんください。附則第34条は、附則第30条の2、附則第30条の3の改正による規定の整理です。

続いて、第3条、第4条の改正です。いずれも第93条は、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について変更するもので、3年次目は従来方式を0.4、新方式を0.6、4年

次目は0.2、0.8として換算するための改正です。

また、第94条につきましては、たばこ税の税率の段階的な引き上げの改正です。

第5条による改正は、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法を全て新方式にすることによる規定の整理です。

第6条による改正につきましては、平成27年度において改正した関係です。

附則第5条、市たばこ税に係る経過措置で、旧3級品の税率の改定を平成31年4月1日としていましたが、このたびの地方税法の改正等によりまして、たばこ税を合計3円値上げすることから、同年10月1日まで延長するための改正です。

以上申し上げまして、議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第10 議案第5号 滝川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第10、議案第5号 滝川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第5号 滝川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成30年3月30日に公布されたことから、所要の整備を行いたいとするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表をごらんください。第11条第3項第4号では、学校教育法の規定により教諭となる資格を有する者から教育職員免許法に規定する免許状を有する者に改正

し、免許の効力を問わず対象とする文言の整理です。

また、同 10 号として 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者で、市長が適当と認めた場合は放課後児童支援員になることができる旨の規定を追加するものです。

附則として、施行期日を公布の日としたいとするものです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 5 号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号は可決されました。

◎日程第 11 議案第 6 号 工事請負契約の締結について（滝川市営住宅東町団地建替第三期工事（3 号棟））

○議 長 日程第 11、議案第 6 号 工事請負契約の締結について（滝川市営住宅東町団地建替第三期工事（3 号棟））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第 6 号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

工事名は、滝川市営住宅東町団地建替第三期工事（3 号棟）でございます。

契約の目的は工事請負契約のため、契約の方法は地域限定型一般競争入札、契約の金額は 4 億 9, 140 万円であります。契約の相手方は田端本堂・笹木経常共同企業体であります。代表者は、株式会社田端本堂カンパニー滝川本店本店長、佐藤信夫。構成員は、笹木産業株式会社代表取締役、明円直志でございます。

内容につきましては、参考資料によりご説明いたします。この入札につきましては、記載の市内単体 2 社と 1 企業体を地域限定型一般競争入札の方法で行われ、5 月 1 日に入札を執行した結果、田端本堂・笹木経常共同企業体が 4 億 9, 140 万円で落札候補者となり、5 月 7 日の資格審査を経て落札決定者となりました。

建築の構造、規模につきましては、鉄筋コンクリートづくり、5階建て、延べ面積は2,535.32平方メートルでございます。住戸の形式は、1LDK15戸、2LDK10戸、3LDK5戸の計30戸でございます。建物内には、自転車置き場、物置、外部にごみ置き場を設置し、また外構は駐車場を計画しております。本工事は、第1期、第2期工事と同様に2カ年工事としております。工事完成期限は、平成31年7月31日を予定しております。

建築位置図及び配置図を参考資料に記載しておりますので、お目通し願います。

また、関連工事の電気設備工事、給排水設備工事については、本件が議決後、順次発注を行う予定でございます。

以上で議案第6号のご説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

◎閉会宣告

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて平成30年第2回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時36分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員